

養護老人ホームともえ運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条（施設の目的）

社会福祉法人恵泉会が設置経営する養護老人ホームともえ（以下「施設」という）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護（常時の介護）を受けることが困難な者を入所させて養護（介護）するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

施設は、入所者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努める。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホームともえ
- (2) 所在地 山形県鶴岡市北茅原町17番1号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種及び数）

施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|---------|------|-----------|
| (1) | 施設長 | 1名 | (常勤) |
| (2) | 医師 | 1名以上 | (嘱託医・非常勤) |
| (3) | 生活相談主任 | 1名 | (常勤) |
| (4) | 生活相談員 | 1名以上 | (常勤) |
| (5) | 支援主任 | 1名 | (常勤) |
| (6) | 支援員 | 4名以上 | (常勤) |
| (7) | 看護師 | 1名以上 | (常勤) |
| (8) | 栄養士 | 1名以上 | (常勤) |
| (9) | 苦情処理担当者 | 1名 | (常勤) |

第5条 (職務の内容)

施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。

- 2 医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談主任は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。
- 4 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
 - (2) 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うこと。
- 5 支援主任は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導して、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的・一体的に行う。
- 6 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- 7 看護職員は、医師（嘱託医）、協力病院と連携し、保健衛生等の業務を担当する。
- 8 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導する。

- 9 苦情処理担当者は、入所者・家族等からの苦情等に対し苦情処理を行う。

第3章 入所定員

第6条（入所者の定員）

施設に入所できる入所者の定員は70人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

第4章 入所者の処遇の内容

第7条（処遇の方針）

施設は、入所者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行う。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の職員は、入所者の処遇に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、入所者の処遇に当っては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。
- 5 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

第8条（処遇計画の作成）

処遇計画の作成は生活相談員が行う。

- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成する。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。

第9条（相談、援助等）

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握

に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。
- 4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。
- 5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努める。
- 6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。
- 7 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。

第10条（日課）

施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践する。

第11条（余暇活動）

施設長、生活相談員等は、入所者の処遇にあたっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努める。

第12条（食事）

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食 7:40～8:10

昼食 12:00～12:30

夕食 17:30～18:00

第13条（居宅介護サービスの利用）

施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態を

いう。) になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講ずる。

第14条（健康管理）

施設長、医師及び看護職員は、常に入所者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録する。

- 2 入所者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行う。
- 3 医師は月2回診療にあたる。

第15条（衛生管理）

施設は、入所者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 衛生知識の普及指導
 - (2) 週2回以上の入浴又は清拭
 - (3) その他必要なこと
- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること
 - (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
 - (3) 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること
 - (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

第16条（入所者の処遇の状況に関する記録の整備）

施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者からの苦情の内容等の記録

(5) 入所者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第17条（入所者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

第18条（入所）

施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮する。

第19条（入所時の面接）

施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、入所者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努める。

第20条（退所事由）

次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡する。

- (1) 入所者からの退所の申出があったとき
- (2) 入所者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- (3) 入所者が病院等に入院し3か月以上経過したとき及び3か月以上の期間入院が見込まれるとき
- (4) 入所者が死亡したとき

第21条（社会復帰の支援）

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努める。

- 2 施設は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行う。

第22条（無断退所）

入所者が、無断で帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡する。

- (1) 退所（推定）日
- (2) 退所原因
- (3) その他必要な事項

第23条（命令退所）

施設長は、入所者が第31条各号に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、実施機関と協議し、その承認を得て退所させることができる。

第24条（日課の励行）

入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、支援員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

第25条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、7時～21時までとする。また、消灯時間は、21時とする。

第26条（喫煙）

入所者は、喫煙に関し、施設内は居室内を含み禁煙に協力しなければならない。

第27条（飲酒）

入所者は、飲酒に関し、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒に協力しなければならない。

第28条（外出及び外泊）

入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出、許可を得ること。

第29条（健康保持）

入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診しなければならない。

第30条（衛生保持）

入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

第31条（禁止行為）

入所者は、施設で次の行為を禁ずる。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

第32条（非常災害対策）

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、従業者及び入所者に周知徹底を図るため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練等を実施する。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

第33条（居室）

入所者の居室は、1人部屋とする。

第34条（静養室）

入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を、医務室又は職員室に隣接して設ける。

第35条（洗面所及び便所）

必要に応じ各所に洗面所や便所を設ける。

第36条（医務室）

入所者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第37条（職員室）

居室のある階ごとに居室に近接して職員室を設け、机・いすや書類等保管庫など必要な備品を備える。

第38条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- （1）入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。
- （2）常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- （3）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第39条（虐待防止に向けた体制等）

施設長は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設長は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- （1）施設は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は施設長とする。

虐待防止検討委員会は、従業者への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に実施する。

- （2）従業者は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- （3）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、従業者に

周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第40条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第41条（個人情報保護）

施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

第42条（緊急時の対応）

施設の従事者は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

第43条（事故発生時の対応）

施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに入所者の家族等、県及び市町村に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に職員研修を実施する。

第44条（記録の整備）

施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第45条（苦情処理）

施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓

口を設置するなど必要な措置を講ずる。

- 2 施設は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

第46条（地域との連携）

施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

第47条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第48条（協力医療機関等）

施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

- 2 施設は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めてく。

第49条（勤務体制等）

施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 入所者に対するサービスの提供は、施設の従業者によって行う。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

第50条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、管理者が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

平成30年11月19日制定、平成30年12月25日から施行する。

本規程の制定により、平成18年10月1日施行の養護老人ホーム鶴岡市立友江荘運営規程は平成30年12月25日付けで廃止する。

附 則

平成30年12月17日一部改正、平成30年12月25日から施行する。

附 則

令和2年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年4月1日一部改正、即日施行する。

附 則

令和3年8月28日一部改正、即日施行する。

附 則

令和4年3月16日一部改正、令和4年4月1日から施行する。